

## 事前開示事項

2026年1月30日  
愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec Holdings 株式会社  
代表取締役 鄭 元鎬

当社は、Aqumen Capital 株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2026年1月30付にて締結した吸収分割契約書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社の資産管理事業の一部を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

会社法第782条及び会社法施行規則第183条に基づき、以下の各号に定める事項につき開示いたします。

なお、本書面の備置期間は、吸収分割契約等備置開始日より効力発生日後6ヶ月を経過する日まで（2026年1月30日より2026年10月1日まで）とします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は承継会社の完全親会社にあるため、承継会社は当社に対して一切の対価を交付しません。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項の定めの有無

会社法第758条第8号に掲げる事項の定めはありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定めの相当性に関する事項

会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項の定めはありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会

社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項

吸収分割会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社

の債務（吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）

の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社は、本件分割後においても、各々が負担すべき債務について、その履行の見込みがあるものと判断しております。

別紙1 吸収分割契約の内容

(次頁以降のとおり)



## 吸 収 分 割 契 約 書

santec Holdings 株式会社（以下「甲」という。）及び Aqumen Capital 株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約を締結する。

### （吸収分割）

第1条 甲の資産管理事業の一部（以下「本件事業」という。）に関する有する権利義務を乙に承継させるための吸収分割（以下「本件分割」という。）を行う。

2 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

#### （1）吸収分割会社（甲）

商号 santec Holdings 株式会社

住所 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地

#### （2）吸収分割承継会社（乙）

商号 Aqumen Capital 株式会社

住所 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地

### （分割対価の交付及び割当て）

第2条 本件分割に際して、乙は甲に対して一切の対価を交付しない。

### （増加すべき資本金及び準備金）

第3条 乙は本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

### （承継する権利義務）

第4条 乙は、本件分割に際し、別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債及び権利義務を甲より承継する。

2 甲は、前項の規定により乙が承継するすべての債務について、効力発生日をもって、重疊的債務引受けを行うものとする。

### （効力発生日）

第5条 本件分割の効力発生日は 2026 年 4 月 1 日とする。ただし、本件分割の手続の進行に応じ、必要がある場合は、甲及び乙で協議のうえ、これを変更することができる。

### （会社財産の善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙で協議のうえ、これを行うものとする。

(条件の変更、契約の解除)

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産もしくは経営状態に重要な変動が生じたときは、甲及び乙で協議のうえ本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(競業)

第8条 甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本件事業に関し、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わないものとする。

(本契約規定以外の事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙で協議のうえこれを決定する。

以上のとおり契約したので、本契約書1通を作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、乙が本契約書原本を保有し、甲はその写しを保有する。

2026年1月30日

甲 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
santec Holdings 株式会社  
代表取締役 鄭 元鎬



乙 愛知県小牧市大字大草字年上坂 5823 番地  
Aqumen Capital 株式会社  
代表取締役 山下 英哲



承継権利義務明細表

本件分割において、乙が甲より承継する本件事業における資産、負債その他権利義務は以下のとおりである。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2025年3月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継の対象となる資産

(1) 流動資産

本件事業に係る現金及び預金、有価証券

(2) 固定資産

本件事業に係る不動産

・承継する不動産の明細は以下のとおり

No.	土地・建物	所 在
1	土地	名古屋市中村区名駅五丁目2110番

2. 承継の対象となる債務

本件事業に係る固定負債。

3. 承継の対象となる契約（労働契約を除く。）及び権利義務

本件事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

4. 労働契約

承継する労働契約はない。



別紙2 最終事業年度に係る計算書類等の内容（最終事業年度がない場合にあっては成立の日における貸借対照表）の内容

成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,500	流動負債	0
現金及び預金	12,500	純資産の部	
固定資産	0	資本金	10,000
		資本準備金	2,500
資産合計	12,500	負債・純資産合計	12,500